

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、警察署又は山口県警察本部交通規制課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 山口県警察本部交通規制課
備 考：